

(法第 10 条第 1 項第 7 号)

平成 27 年度事業計画書

特定非営利活動法人かごしまハピネス

1 事業実施の方針

初年度は、放課後児童クラブ事業の開設に尽力し、活動を軌道に乗せるとともに、ファミリー層への住居提供も開始し、地域ファミリー層を中心に色々なイベントを実施したい
又、放課後児童クラブの指導員には、高齢者を積極的に雇用し、就労支援に繋げたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容等	事業費の予算 (千円)
学童保育等子 育て支援に関 する事業	事業内容：・放課後児童クラブの運営 ・生活指導 ・そろばん、硬筆など習い事の支援 実施時期：通年 対象者：鹿児島県民の小学1年生から6年生まで	2,940
高齢者の就労 支援に関する 事業	事業内容：・高齢者の就労支援 (放課後児童クラブの指導員) 実施時期：通年 対象者：鹿児島県民の60歳以上対象	440
ファミリーサ ポート事業	事業内容：・ファミリー層に住居を提供 ・地域イベントを提供 実施時期：通年 対象者：(住居提供)新婚家庭や未就学児童のいる家庭 ：(イベント実施)地域のファミリー層	1,820
公の施設の運 営・管理に関す る事業	事業内容：・児童クラブ等、公の施設の運営・管理 実施時期：通年 対象者：一般市民 ※本年は実施せず	0
サービス付き 高齢者住宅事 業	事業内容：・サービス付き高齢者住宅の提供 ・洗濯・掃除・生活相談サービス 実施時期：通年 対象者：鹿児島県民の60歳以上の健常者から要支援対象 ※本年は実施せず	0

(法第 10 条第 1 項第 7 号)

平成 28 年度事業計画書

特定非営利活動法人かごしまハピネス

1 事業実施の方針

2 年度目の本年は、放課後児童クラブについては施設の有効活用と、受入児童の増加にも尽力し、ファミリーサポート事業も軌道に乗せたい。
また、高齢者の就労支援は前年同様に行っていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容等	事業費の予算 (千円)
学童保育等子育て支援に関する事業	事業内容：・放課後児童クラブの運営 ・生活指導 ・そろばん、硬筆など習い事の支援 実施時期：通年 対象者：鹿児島県民の小学1年生から6年生まで	5,050
高齢者の就労支援に関する事業	事業内容：・高齢者の就労支援 (放課後児童クラブの指導員) 実施時期：通年 対象者：鹿児島県民の60歳以上対象	1,000
ファミリーサポート事業	事業内容：・ファミリー層に住居を提供 ・地域イベントを提供 実施時期：通年 対象者：(住居提供) 新婚家庭や未就学児童のいる家庭 ：(イベント実施) 地域のファミリー層	1,750
公の施設の運営・管理に関する事業	事業内容：・児童クラブ等、公の施設の運営・管理 実施時期：通年 対象者：一般市民 ※本年は実施せず	0
サービス付き高齢者住宅事業	事業内容：・サービス付き高齢者住宅の提供 ・洗濯・掃除・生活相談サービス 実施時期：通年 対象者：鹿児島県民の60歳以上の健常者から要支援対象 ※本年は実施せず	0